事務連絡

令和３年５月11日

介護サービス施設管理者　殿

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護保険施設指導・監査担当

介護福祉施設退院促進協力金について

　日頃より、本県の高齢者福祉行政について、ご理解ご協力を頂きありがとうございます。

　さて、本県では、新型コロナウイルス感染症について、医療提供体制の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症に感染し入院した施設利用者が、退院基準に到達した後、速やかに入所していた元の施設で受け入れた場合に、下記のとおり当該施設に対して協力金を支給することとしましたのでお知らせします。

　なお、支給要件の詳細、申請方法等については、県長寿福祉推進課ホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

記

１　対象施設：介護サービス施設（入所系）

　　　　　　　介護保険法で指定を受けた施設のほか、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅も対象

２　支給要件：退院基準に到達してから５日以内に利用者を施設で受け入れた場合

３　支 給 額：受入れ1人あたり２万円

４　期　　間：令和３年４月28日から６月30日まで

高齢者施設のワクチン接種が完了するまで

５　申請期間：令和３年７月30日まで

６　県ホームページＵＲＬ：

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/taiinsokusin.html>